

# 報 道 資 料

平成 26 年 2 月 21 日  
総 務 部 総 務 課  
県政情報係 新谷、松石  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2388、2344

## 奈良県情報公開審査会の第 154 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 154 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 26 年 2 月 20 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 交通部 交通指導課
- ◎ 対象行政文書：違反告知を取り消した際の決裁書類（保管、保存年限の全て）※誤記を除く
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：不開示（不存在）決定
  - 不開示理由：「違反告知を取り消した際の決裁書類（保管、保存年限の全て）※誤記を除く」に係る行政文書を作成又は取得していないため不存在
- ◎ 審査会の結論：実施機関は、「違反告知を取り消した際の決裁書類（保管、保存年限の全て）※誤記を除く」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、当該文書を作成又は取得していないとした行政文書の不開示決定については、交通の取締りにおいて違反告知を行った後に免除規定に該当することが分かった場合、法令上の根拠がないにもかかわらず違反告知をした場合等の処理に係る決裁書類を本件開示請求に係る対象文書として特定した上、開示決定等すべきである。
- ◎ 判断理由：

#### ○ 本件決定の妥当性について

審査請求人が、「違反告知を取り消した際の決裁書類（保管、保存年限の全て）※誤記を除く」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

#### (1) 本件開示請求の趣旨について

審査請求人が開示を求めている「違反告知を取り消した際の決裁書類（保管、保存年限の全て）※誤記を除く」の趣旨を明確にするためには、「取消し」、「誤記」の用語の意味を確認する必要がある。

諮問実施機関は、「取消し」とは、交通違反の取締りにおいて、警察官が違反が存在しないのに告知したものを抹消する手続であり、例えば、座席ベルト装着義務違反の運転者に違反告知した後、母子手帳により当該運転者が妊娠していることが確認され、免除規定に該当することが分かった場合は、「取消し」ではなく、「誤記」として処理すると説明している。

しかし、諮問実施機関が説明する意味での「取消し」及び「誤記」は、関連法令に定義があるわけではなく、警察独自のものと考えられ、また、一般的に用いられている「取消し」及び「誤記」とは意味が異なるものである。

これに対し、審査請求人は、「取消し」とは、座席ベルト装着義務違反の運転者に違反告知をした後、母子手帳により当該運転者が妊娠していることが確認された場合等を想定し、「誤記」とは書き損じ等を想定して、開示請求を行ったと説明している。

以上のように、座席ベルト装着義務違反の運転者に違反告知をした後、母子手帳により当該運転者が妊娠していることが確認された場合の取扱いについて、諮問実施機関は「誤記」として説明しているが、これを一般人が通常「取消し」として考えることは特段不自然ではなく、また、諮問実施機関は、書き損じのことを「補正」として説明しているが、これを一般人が通常「誤記」として考えることも特段不自然ではないと認められる。

さらに、審査請求人は、座席ベルト装着義務違反の運転者に違反告知をした後、母子手帳により当該運転者が妊娠していることが確認された場合の当該違反告知について、「瑕疵ある違反告知」と認識しているが、これは、諮問実施機関の説明とは異なるものであり、この点についても双方の認識に齟齬が見られる。

ところで、諮問実施機関は、審査請求人が開示請求を行うために来庁した際に、実施機関は〇時間余にわたり説明したと主張しており、対象行政文書を特定するために一定の努力をしたことが認められる。しかし、双方の主張を比較すると、本件開示請求の趣旨が、実施機関に対して、審査請求人が意図したとおりには伝わっていなかったことが認められる。

もとより、開示請求者は実施機関がどのような行政文書を保有しているかを知ることは容易ではないため、開示請求を受け付ける際には、行政文書の特定に必要な情報の提供に努めなければならない。し

たがって、本件事案の場合、用語の定義等にこだわることなく、審査請求人が実質的にどのような文書の開示を求めているのかを把握するよう努めるべきであった。

実施機関は対象行政文書を特定するために一定の努力をしたものの、本件開示請求の趣旨を審査請求人の意図に沿って把握するには至らず、結果として、双方の認識に齟齬があったのであるから、本件開示請求の趣旨は、審査請求人が主張するように、交通の取締りにおいて違反告知を行った後に免除規定に該当することが分かった場合、法令上の根拠がないにもかかわらず違反告知をした場合等の処理に係る決裁書類であると解すべきである。

(2) 本件行政文書の不存在について

実施機関は、本件行政文書が不存在であると判断し、不開示決定を行ったが、(1)で述べたとおり、本件開示請求の趣旨は、交通の取締りにおいて違反告知を行った後に免除規定に該当することが分かった場合、法令上の根拠がないにもかかわらず違反告知をした場合等の処理に係る決裁書類であると解すべきであるから、当該決裁書類を対象として文書を改めて特定の上、開示決定等すべきである。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	平成23年	7月	1日		
② 決定	平成23年	8月19日	付け	不開示決定	
③ 審査請求	平成23年	8月25日			
④ 諮問	平成23年	9月15日			
⑤ 経過	平成25年	9月24日		第167回審査会	審議
	平成25年	10月23日		第168回審査会	審議
	平成25年	11月20日		第169回審査会	審議
	平成25年	12月18日		第170回審査会	審議
	平成26年	2月6日		第171回審査会	審議